

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第45回）

日時 令和2年12月24日（木）16：00～17：59

場所 オンライン会議

○森本電力供給室長

それでは、4時に、定刻になりました。準備も整いましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第45回になりますけれども、制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日も、前回までに引き続きまして、ウェブでの開催とさせていただきたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行につきましては、横山座長のほうにお願いをいたしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○横山座長

横山でございます。本日は、クリスマスイブのこのような夕方の時間帯にも関わらず、また、年末大変お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、容量市場について御議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速、お手元の議事次第に沿って、議題のまず容量市場について、資料3に基づきまして事務局より御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○森本電力供給室長

よろしくお願いをいたします。資料3でございます。

容量市場についてという内容でございます。

ページ番号1ページ目でございます。本日の議論についてという内容でございます。

9月半ばに、容量市場のオークションの結果、公表させていただきまして、それ以降、関係者、それからこの委員会でも様々な意見をいただいていたところでございます。

本日は、そういった意見を整理し、そういったものに対してどういったふうに考えていくのかといったところ、そういったところの論点も挙げさせていただいてございます。

また、10月26日、菅総理大臣のほうから所信表明演説の中で、2050年までにカーボンニュート

ラルの実現を目指す」と表明がされているところでございます。

また、梶山経産大臣のほうからもカーボンニュートラル社会、再エネ原子力など、使えるものを最大限活用して、新たな選択肢もしっかり追求をしていくという旨の発言があったところでございます。

また、12月1日の日には、河野行革担当大臣の下で、再エネに関する規制の総点検タスクフォース、こういったものが開催されまして、その第1回が開催されてございます。その中でこの容量市場についても取り上げられてございます。

カーボンニュートラルという前提条件の変化、これを入れた上で議論を進めてほしい、こういったような要請があったところでございます。

こうした環境の変化、要請も踏まえながら、本日は来年度のオークションに向けて今後の具体的な検討、こういったものをより深めていく論点も整理させていただきましたので議論を深めていき、来年度のオークションに向けて議論を加速させていきたい、こういうふうを考えている次第でございます。

ページ2ページ目、3ページ目は、前回いただきました御意見の主な内容でございます。

ページ4ページ目、それから5ページ目、先ほど冒頭に触れさせていただきました総理大臣の所信表明演説、それぞれ大臣のコメント等をつけさせていただいてございます。

また、あわせまして、第1回のタスクフォース、河野大臣の下で行われていますタスクフォース、こちらで使用させていただきました、資源エネルギー庁から説明させていただきました資料、また、出席の委員からの委員の説明資料、こういったものも参考までに本日おつけをさせていただいてございます。

ページおめくりをいただきまして、ページ7ページ目でございます。

本日、検討いただきたい主な論点整理をさせていただいてございます。改めての繰り返しでございますけれども、容量市場、その趣旨でございます市場メカニズムを通じて効率的に中長期の供給力を確保し、その費用を小売事業者が公平に負担をしていくという仕組みでございます。

市場が適切に機能するに当たっては、市場で取引される供給量、こちらが十分管理・確保され、入札価格の妥当性もしっかり確保されているということの必要性があるということでございます。

また、入札結果について、十分な情報提供、市場参加者の納得性、予見可能性を高めていることも不可欠ということでございます。

また、来年度のオークション、2回目ということになりますけれども、制度導入初期の時限的な措置として小売事業者の激変緩和措置、こういったものも措置されているわけでございますけれども、そういったものも考えていく必要がございます。

また、新たな制度の課題といたしまして、カーボンニュートラルとの整合性、こういったものも確保していかないといけないというような論点が整理をされるところでございます。

本日、これまでいただきました意見も踏まえまして、大きな論点5つに整理をさせていただきます。資料を作成させていただいてございます。

さらに、具体的、詳細な検討を進めていく観点から、本日議論を進めていきたいというところでございます。そういった議論を深めながら年度内を目途に取りまとめをしていきたいというふうに考えている次第でございます。

大きく論点5つに整理をさせていただきます。供給力の管理・確保、2点目が入札価格の妥当性の確保、3点目が小売事業環境の激変緩和の措置、4点目がオークション結果の情報の公開の在り方、5つ目が、カーボンニュートラルとの整合性の確保という論点で整理をさせていただきます。

以降、5つにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

ページ10ページ目でございます。1つ目の論点でございます。供給力の管理・確保に関する考え方というところを整理をさせていただきます。容量市場が適切に機能するために、4年後に確実に発電する能力を要する全国の供給力のうちの十分な量が市場において取引されることが必要になってきているというわけでございます。

発電事業者に応札義務を課していない以上、全国の全ての供給力が容量市場において取引されるわけでは必ずしもないというところでございます。一方で、市場に参加する供給力が多ければ多いほど、市場メカニズムを通じた供給力の確保の実効性、こういったものが高まっていくといったところでございます。

全国の供給力につきましては、毎年度末、発電事業者が広域機関を通じて経産大臣に提出する供給計画、こういったもので一定管理・把握をされているところでございます。

こういった供給力に関しまして、これまで幾つかコメントをいただいているものを整理をさせていただきます。大きく4つの観点から整理をさせていただきます。

ページ、11ページ目でございます。供給計画における供給力と容量市場の応札容量という内容でございます。

供給計画における供給力につきましては、当該年度において存在するであろう設備量に対して、一定の係数等をかけて、特定時期において安定的に電気を供給する能力として算定をさせていただきます。

休止する電源、休止が見込まれる電源、それから稼働が見込まれない電源、作業停止を予定している電源、こういったものは供給力に含まれてないといったところでございます。

また、自家発につきましても、自らの需要を賄うための自家発は対象外ということになってございます。

現在、2020年度に取りまとめられました2024年度の供給計画における供給力と今回の第1回の容量市場のオークションの応札容量、こちら比較をしてみますと、供給計画のほうの供給力、1億8,275万キロワット、容量市場のほうでの応札容量、FIT分の期待容量も含めまして1億8,382万キロワットと、おおむね一致した数字になっているというのが結果でございます。

ページ飛ばさせていただきます、ページ17ページ目でございます。

1つ目の大きな論点として御指摘をいただいているところ、石炭混焼バイオマス発電の扱いでございます。こちら、電力・ガス取引監視等委員会からFIT認定を予定する等、初回オークションに応札しなかった監視対象の電源として約140万キロワット程度あったこと、これは既にこの委員会のほうでも報告があったところでございます。

こうした応札のなかった石炭混焼バイオマス発電につきましては、これまで既に課題として御指摘をいただいております、そうしたものを踏まえまして、広域機関の検討会のほうにおいて、来年度以降につきましては供給計画で確認された電源から対象を特定し、その供給力を目標調達量から事後的に控除する、こういった仕組みを新たに導入するという方向で整理をさせていただきます。

これにより、来年度のオークションにおいて応札しなかった石炭混焼のバイオマス発電設備、こういったものを把握し、対象を特定し、供給力として織り込んでいく、こういったような取組を進めていこうというところで整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、ページ19ページ目でございます。2つ目の課題でございます。休止電源の扱いでございます。

2020年度供給計画におきまして、2024年度の休止電源として見込まれているもの、容量としますと約2,300万キロワットというのが供給計画での数字になってございます。

そのうちの約半分、短期的な立上げが困難なものとされてございます。また、残りの半分につきましても、適切な時期に判断、準備を行った上で、1年程度かければ再立上げが可能な電源というふうに整理をさせていただきます。

容量市場の入札ガイドライン、これまで策定をいただきました入札ガイドラインにおきましては、休止電源につきましては、容量市場に参加しない正当な理由として整理がされてございます。

一方で、初回オークション結果の確認をさせていただきましたところ、休止と、供計上休止とされていた約200万キロワットほどの電源、こちらも落札があったということでございます。

供給力の観点からは、十分にそれを確保するという観点からは望ましい行動ということの整理

をすることは可能だというふうに考えてございます。

このような状況の中で、こういった休止電源、一定程度世の中に存在する休止の電源、こういったものを容量市場への参加を促す法則、こういったものがこういったものが考えられるのかというのが一つ論点でございます。

続きまして、未稼働の原子力でございます。2020年度供給計画におきまして、2024年度の原子力発電所の設備容量約3,000万キロワット余りというふうに供給計画で取りまとめられてございます。そのうち、初回オークションに応札があったもの、約700万キロワットというのが結果でございます。

原子力発電の供給計画への計上につきましては、可能な限り原子炉等規制法の運転計画、こういったものと整合的であることを求めています。稼働時期が見通せてない電源につきましては、稼働時期を未定、供給力についてもゼロというふうに整理をしております。

容量市場の趣旨、4年後の安定供給に必要な供給力、調整力を確実に確保するという制度、こういった趣旨を踏まえまして、容量市場の募集要項におきましても、落札した電源につきましては、原則として供給計画に計上していただくという形で記載をさせていただいております。

そういったことを含めまして、一定期間内に供計に計上できる見込みのない電源については入札・落札の対応としないというふうな整理をこれまでさせていただいております。

そういった整理、それから容量市場の制度趣旨を踏まえ、4年後の稼働状況が確実に見通せない電源を潜在的な供給力として見込むこと、こういったものはなかなか難しいのではないかと整理をさせていただいております。

4点目、自家用発電設備の関係でございます。

電力調査統計によりますと、2019年度に電気事業者以外が保有する自家用発電設備、全国に約2,800万キロワット余り存在するというのが調査統計の数字でございます。

そのうち約2割が売電をされている結果でございます。広域機関のヒアリング等を通じて、今回初回の容量市場一定程度応札があったところも確認をされてございます。

一方で、操業状態等の自家発電の自家発のほうの需要、こういったものに左右される4年後の自家用発電設備の供給力、なかなか現時点で見込むことは容易ではないといったところでございます。

容量市場の性能趣旨を踏まえ、自家用発電設備のような供給力についてどのように考えるのか、例えば応札への参加を促すための取組、自家用発電設備の供給力をいかに把握しているのかの取組、こういったものを今後進めていくということにしてはどうかという整理をさせていただいております。

なお、ページ22ページでございます。この自家用発電設備につきましては、これまで事業者のヒアリングの中で幾つかコメントをいただいているところでございます。例えば、今回、初回のオークションということでございまして、社内の意思統一、これが図れなかった。来年度の応札に向けては検討を進めている。

また、初年度の応札ということで、自治体の規定の中に、規定もなかった、応札の準備が間に合わなかった、こういったような事例もあるということを確認をさせていただきます。

こういったことも踏まえまして、自家発事業者の応札、今後増やしていくべき広域機関のほうにおいて制度や手続の理解促進、広報活動、さらには他の自家発事業者、他の事業者との共同の参加を促す仕組みの整備、こういったものを進めていくという形で入札の働きかけを進めていくということにしてはどうかと整理をさせていただいております。

以上、これまで御指摘のあった点を一旦整理させていただいております。そういった非応札のなかった容量、こういったものの整理をページ23ページに書かせていただいております。

初回オークションへ参加しなかった電源に対して容量市場への参加を促す、4年後の見通しが不透明であるなどの事情により、応札しない電源、引き続き一定程度存在するというふうに考えられます。そのような潜在的な供給力に対して、例えば一定の仮定の下に供給力として見込み、現行制度におけるFITと同じような扱いで目標調達量から控除する、こういったものも考えられるところでございます。そういった仕組みについてどのように考えるのかといったところの論点でございます。

一方で、応札するか否かを事業者の判断に委ね、容量市場の仕組みを今、構築してございます。

そもそも事業者が応札せず、4年後の確実な稼働が見込めないような状況において、そのほかの電源と同様の供給力として見込むことは慎重に行うべきということも考えられるところでございます。

一定の掛け目を乗じて、潜在供給力の一部を確実な供給力とみなすということも考えられるところでございます。

一方で、諸外国の例を取りましても、潜在的な供給力の一部、こういったものを供給力として見込むこと、こういったものはなかなか例がないといったところでございます。

こういった背景を踏まえまして、例えば来年度のオークションに向けては、まずは非応札容量をできるだけ少なくする、こういったものを優先にしながら、その結果、今後の結果を踏まえつつ、さらなる取組の必要性を検討していくということにしてはどうかというふうな整理をさせていただいております。

なお、ページ24ページのところで、メインオークションにおける調達量といったところも触れ

させていただきます。この委員会の中でもメインオークション、それからオークションを分割する、こういったような御意見もいただいているところでございます。

この場合のメリット、デメリットも、整理を併せてさせていただきます。

実需給4年前のメインオークションにおいて、より競争的な調達が可能になるというところでございます。

また、一定程度、例えば1年前に追加オークションという形で調達した場合、調達価格がメインオークションの調達価格を上回らない限りにおいては、トータルの調達コストも低減するといったところがメリットでございます。

一方で、逆に追加オークションで容量を確保できない、そういったものの可能性、その場合には供給力不足のリスクを抱えるといったところでございます。

また、価格自体もメインオークションよりも上回る、こういった可能性もあるところでございます。トータルの調達コストが増大するという可能性もあるところでございます。こういったところの対応も併せて考えていく必要があるかと思っておりますので、論点として提示をさせていただきます。

以上、供給力の管理・確保の関係でございます。

続きまして、2つ目の論点でございます。入札価格の妥当性の確保ということで、ページ番号26ページに移らせていただきます。

容量市場が適切に機能するために、供給力の適切な管理・確保とともに、入札価格の妥当性の確保、これが不可欠といったところでございます。初回のオークションの前に、価格のつり上げ、それから売り惜しみ、こういったものがなされないように、担保する仕組みということで広域機関による監視、こういった仕組みを事後の監視という形で導入してきたわけでございます。

一方で、入札価格の基礎となるコスト、維持管理コストを算定するわけでございますけれども、そういったもの、これまで入札ガイドラインに定めてきたわけでございますけれども、詳細の規定、不十分なところもあったというところでございます。

これまで入札ガイドラインに規定のなかった複数年度の算定と、こちらにつきましては、既に整理を行っていただいたところでございますけれども、さらに前回の本作業部会において、例えば他市場収益の考え方、こういったものを明確化すべきじゃないかという意見もいただいているところでございます。

こういった点につきましても、検討を深めていくということにしてはどうかという論点でございます。

また、これも前回御意見ございましたけれども、例えば一定の価格以上の入札については事前

のチェックを求めるといった事後の監視、こういったもののやり方もあり得るんじゃないかといったところも御意見をいただいているところでございます。こういった点についてどういうふうを考えるのかといったところも併せて提示をさせていただいてございます。これは2点目の論点でございます。

続きまして3つ目でございます。小売事業環境の激変の緩和という内容でございます。

7月に実施しました初回のオークションにおきましては、容量市場の導入に伴い、新たに費用負担が発生する小売事業者への影響の緩和ということで、2010年以前に運転を開始した電源に対する支払いを約6割に減額するという経過措置が設けられてございます。

あわせて、減額措置につきましては、維持管理コストの適切な回収が行えるよう、割引分の逆数を乗じた入札、いわゆる逆数入札ということを確認してきたわけでございます。

この経過措置につきましては、2029年度まで漸減をしていく、こういうような仕組みに沿っているわけでございます。

この経過措置、逆数入札の結果といたしまして、経過措置、逆数入札がない場合と比較をいたしまして、約1,400億円ほどの負担軽減効果があったということは既に監視委員会のシミュレーションによって報告をさせていただいているところでございます。

2回目の次回オークションにつきまして、一定程度軽減措置、激変緩和策として講じられたものでございますので、必要性自体は変わらないというふうに考えているところでございます。

一方で、容量市場が適切な機能をしている限りにおきましては、小売事業者の負担を向上的に軽減する必要は必ずしもないといったところでございます。

また、小売負担の軽減措置として異なる方策もあり得るところでございます。本作業部会においても、これまで様々な御意見をいただいているところでございます。このため、この小売負担の軽減措置、いわゆる現行の経過措置、逆数入札、こういった内容でございますけれども、一旦こちらを離れて基本的方向性について認識を共有した上で、具体的な方策を検討を深めていくことにしてはどうかというふうに考えている次第でございます。

また、今後、その検討に当たっては、可能な範囲でシミュレーションを行うなど、検討が深まる工夫を併せてやっていくという形にしてはどうかというふうに考えてございます。

具体的な基本的方向性につきましては、ページ35ページに記載をさせていただいてございます。

基本的方向性といたしまして、小売事業者の負担、公平に負担する容量市場におきまして、小売事業者の負担を軽減するには、落札電源等に対する支払額を減額すること、これが不可欠ということでございます。

一方で、必要以上の支払額の減額につきましては、必要以上の電源の退出、こういったものを

促すことになり、結果的に安定供給を損なうという結果につながるようになります。こういった事態については避けていかないといけないということかと思えます。

こういった観点を踏まえまして、落札電源等への支払額を減額する場合につきましては、その対象を容量市場の結果を受けて、必要以上の退出につながりかねない電源、こういったものを対象外とするということにはどうかと整理をさせていただいてございます。

例えば、約定価格周辺の落札価格については、仮に落札できなかった場合は退出する可能性が高いと考えられるのではないかというふうなことでございます。

また、軽減の在り方につきましては、以下のように整理をさせていただいてございます。

容量市場が適切に機能する限りにおいては、次回以降のオークションにおいて、小売負担の大幅な軽減措置、必ずしも講じることが妥当ではないのではないかというふうに考えてございます。

他方、現在検討中の制度見直しの中で、来年度のオークション結果の不確実性が高まることを考えますと、どの程度の軽減措置を念頭に置くことが妥当と考えられるのかというのが一つ論点でございます。

具体的な小売負担の軽減額につきましては、最終的な約定総額との相関で決まってくるものでございます。約定総額と無関係に一律の減額措置を設けるのか、一定の条件を設けて減額措置を設けるのか、そういったところをどういうふうにするのかという論点でございます。

以上、3点目の論点でございます。

続きまして、4点目の論点でございます。

オークション結果の情報の公開という内容でございます。こちらにつきましては前回は御議論をいただいてきた内容でございますけれども、オークションの結果につきまして、諸外国におきましてはどのような情報をどのような形で提供するのかという対応、これは分かれてきているところでございます。

また、前回この委員会では、情報公開のメリット、デメリット、こういったものを整理をして議論を深めてはどうか、こんな御指摘もいただいたところでございます。

そういった観点を踏まえまして、メリット、デメリットを整理させていただいてございます。制度の透明性を高めること、それから入札結果に対する事業者の理解を深めていくこと、大きなメリットでございます。

一方でデメリットといたしまして、数年後の休廃止に向けて、地元の自治体、関係者等の理解、こういったものを丁寧に対応を進めていく必要がございます。そういった中で、仮に落札されなかったことが一般に公開された場合、説明が完了していないケースにおいては、地元関係者の強い反発、こういったものを招き、休廃止がうまく進まなくなる、こういったもののリスクでござ

います。

また、企業固有の情報である市場でのポジション、事業の戦略、こういったものも明らかになってしまうというデメリット。

また、競争情報の入手により、保有電源の多寡によって一定程度競争上の優位性の差異が出てくる、こういったところのデメリットを挙げさせていただいてございます。

こういったデメリット、メリットを踏まえつつ、一方で前回はその間の回ということもあり得るのではないかとという提案もいただいているところでございます。個別の数字は明記しない形で一定の幅を持って示すでありますとか、一定の期間がたった後に公表する、こういった提案もいただいているところでございます。

こういった回も含めましてどのように考えるのかという点、御議論いただければというふうに考えてございます。

最後に5つ目の論点でございます。カーボンニュートラルとの整合性の確保という内容でございます。

カーボンニュートラル、2050年のカーボンニュートラルという話は冒頭させていただいたとおりでございます。2050年のカーボンニュートラル社会の実現との整合性の確保というところ、新たな課題への対応として求められているところでございます。

エネルギー政策の要諦といたしまして、3E+Sというところを掲げさせていただいてございますけれども、環境適合性への配慮、これは非常に大事な取組でございます。電力分野も当然例外ではなく、脱炭素化という方向性、非常に大事な取組でございます。

一方で、容量市場自体は必ずしも脱炭素化の実現、これを目的とするものでもなく、制度本来の目的は安定供給の維持、こういったものを損なわないということも大事でございます。

カーボンニュートラル2050年の実現というものでございます。4年後の供給力の確保を図る容量市場、長期的に目指す方向について、いたずらに先取りするということは必ずしも妥当ではないということでございます。

そういった考えを踏まえながら具体的な対象電源、どういうふうに整合性の確保を図っていくのか、また、基準としてこういったものを設けていくのかという論点、さらには、前回、前々回も御議論いただきましたけれども、これまで非効率石炭、誘導措置という形でこの容量市場を何かしら位置づけることができないかという議論をいただいているわけでございますけれども、そういったものに対するインセンティブをどういうふうにつけていくのかという設計、こういったところが大きな課題というふうに認識をしてございます。本日、そういったあたりの議論をいただきたいという内容でございます。

具体的には、ページ45ページ目でございます。対象範囲の考え方及び基準といったところを整理をさせていただいております。

1つ目の課題としましては、対象範囲の考え方という内容でございます。カーボンニュートラルといったところを考えますと、温暖化ガスの排出、そういったものを抑制していくという措置でございます。当然CO<sub>2</sub>を排出する火力、全体にかける、こういったことも当然考えられます。

一方で、火力の中でも最も多くCO<sub>2</sub>を排出する石炭火力、こういったものに絞っていくという方策も考えられるところでございます。

火力全体の対象とすることが妥当、カーボンニュートラルとの整合性という観点から火力全体を対象とすることも考えられますが、今回容量市場の結果を踏まえますと、必ずしも供給力に十分な余裕がないという状況、また、現在、総発電量の約7割が火力が占めている、こういうような現状でございます。

こういった中で、電源の大半を対象に誘導措置を検討していくということ、時期尚早とも考えられるのではないかとこのように考えてございます。

そういった中で、来年度のオークションにおいて誘導措置の対象範囲、こういったものをどうこのように考えていくのか、1つ目の論点でございます。

また、対象電源の基準といったところをどうこのように設定するのかというのが2つ目の論点でございます。

こちらも供給力に必ずしも余裕がないことを踏まえますと、まずは非効率なものに限定していくということが合理的ではないかという整理をさせていただいております。

一方で非効率性を判断する基準としては、幾つかのやり方、さらには幾つかの組合せ、こういったものが考えられるところでございます。

実際の発電効率で分ける考え方、それから発電様式、発電の方式、そういったもので分けるという考え方、さらには、運転開始後の経過年数、こういったものを使っていくといったところ、こういったものの論点でございます。

最後、ページ46ページ目でございます。

誘導措置におけるインセンティブの設計という内容を整理をさせていただいております。

もともと誘導措置の議論、このタスクフォースで議論をいただいていたわけでございますけれども、容量市場の中においては必要な供給力の確保、これが非常に大事といったところでございます。

ただ、一方で、今後、2030年度のエネルギーミックスの達成、さらにはその先ということを見通しますと、火力の役割ということも徐々に変化をしてまいります。

特に温暖化対策という観点からは、非効率な石炭火力の発電量、こういったものを抑制する仕組みということも大事になってくるわけでございます。この作業部会におきましても、稼働抑制に対するインセンティブの付与、こういったものもあり得るのではないかと、こんな御意見もいただいているところでございます。

そういった御意見も踏まえまして、例えば誘導措置の対象電源については、一律の減額措置という形ではなく、減額幅を一定工夫するなど、設備利用率の高低によって傾斜をつけていくということも一案ではないかということをご提案させていただいているところでございます。

その際、基準となる設備利用率につきましては、足元の設備利用率を参照しながら、2030年度のミックスを実現を念頭に具体的な基準を選定していくということも一案ではないかというふうにご整理をさせていただいております。

すみません、長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、質疑、自由討議に入りたいというふうに思います。

今回は、この御説明いただきました資料3は大部でございますし、論点も5つに分かれているということで、まず前半部分は、特に供給力の管理・確保という論点の1を先に御議論いただいた後に論点2から5までの論点と、論点1も含めまして御議論いただくという形で進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず最初は論点1の供給力の管理・確保の点から御発言を希望される方は、これまでと同様に、チャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨を書いていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

いかがでしょうか。

それでは、まずエネットの竹廣さんからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

エネットの竹廣でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

委員の方々の前で先に発言ということで、大変恐縮でございます。

論点1、2からということですので、それに関連して発言させていただきたいと思いますが、

その前にまず、今回5ページにありますように、河野大臣の御発言を踏まえ、今回はカーボニュートラルという大きな前提変更があってから初回の議論ですので、まさにこのことについてゼロベースで議論すべきタイミングだと考えています。

再エネの最大限の導入や石炭のフェードアウトに照らしたときに、今後、容量市場として本当調達すべき供給力がどの程度なのか、そもそも今、議論している容量市場の仕組みが適切なのか、そういった議論が本来先にあるべきですし、その議論が尽くされるまでは、容量市場は一旦凍結してもよいのではと考えています。

とはいえ、これまで積み上げきた議論に対して本日も論点が提示されていますので、そういう意味では1の供給力の管理・確保のところコメントをさせていただきたいと思います。

17ページから22ページに発電所の応札を促す方を記載いただいています。4年後に供給力となり得る電源が全て応札されるのが理想ではございますけれども、②の休止電源、それから未稼働原子力、自家発、このいずれについても4年前の時点で応札を見通すのは非常に困難だと思っています。

23ページに、非応札容量をできる限り少なくすることを最優先というような記載がございますけれども、規模の大きい原子力の取扱いが変わらない以上は、この対策では今年とほぼ変わらない結果になるのが目に見えていると思っています。

むしろ、こうした不確実性を前提として募集量を決めるほうが現実的であり、かつ建設的ではないかと考えています。

また、供給側だけでなく需要側についても、DRの普及ですとか、省エネとか節電も一層進むと考えられますので、4年後の事業量自体を見通せない理由が数多くあると思っています。

こうした日本の状況を踏まえ、4年前に全ての供給力を完璧に確保するという考え方からは一旦離れて、まずは大よその供給力を確保するという考え方を取り入れるべきではないかと思っています。

今、この瞬間に日本の容量市場で手当てされた供給力はございませんけれども、容量市場がないことに近因する停電が果たしてどれだけ起こっているのかと、もちろん今後の再エネ導入によって既設電源が退出していく可能性を否定するものではございませんけれども、ここ数年が制度の移行期と考えますと、数値があるわけではありませんが、例えばメインオークションで100%の調達にこだわらずに、8割とか9割という規模を募集して残りは追加オークションにするなど、柔軟な考え方で当面はこの課題を進めていくということも十分選択肢になり得ると考えていますので、この点はまさに24ページ目の1ポツにも記載いただいていることかと思っています。ぜひこの件について議論を深めていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、出光興産さんの渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございます。

今日の資料の1ページ、あるいは5ページに記載されているようなゼロベースでのということろまで立ち入っておりませんが、供給力の管理・確保につきまして意見を一つ言わせていただきたいと思います。

24ページのメインオークションにおける調達量に記載されています調達量そのものを抑制して、残りを1年前の追加オークションで調達する方策というところでございますが、前回は申し上げたとおりでございますが、さらにそこから2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けてという新しい政策も出てくるという事を考えますと、例えば需要側では報道などを見ておられますも電化シフトで電力需要が増えるという見方もあれば、逆に省エネがもっと進んでいくのではないかとという見方もあり、非常に、需要一つ取っても将来の状況が想定しにくいというふうに思料しておりますし、同様に、供給側も非効率石炭の問題とかエネルギー基本計画の見直し等々、個別電源の将来の稼働に影響を与えるようなエネルギー政策の検討が進んでいることから、こちらにも不確実性が非常に高い。

そういう政策動向に応じた需給両面で不確実性が高いわけですから、それへの調整機能という観点でも、メインオークションでは最低限の信頼度を確保して、残りは需給の政策動向の見通しが見えるようになった段階での追加オークションという形で調達していくことがいいのではないかと思いますし、これで供給量の確保とコストの低減が両立できるのではないかと考える次第でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、イーレックス、上手さん、お願いします。

○上手オブザーバー

上手です、聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

1番の供給力の確保に関して、2点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず、19ページに記載がありました休止電源に関してなんですけれども、今後、供給計画上の形状と容量市場の登録、応札のタイミングについては検討が必要なんじゃないかなというふうに思いました。今回のような結果を見ると、供給計画に織り込まれてなくて、容量市場の結果次第で動くことができた電源というのがもっとほかにもあったのではないかなというふうに思えてしまいます。

供給計画というのは、発電事業者の独自のスケジュールではなくて、今後、マーケットが決める時期が来ているのではないかとうふうに思っています。

休止電源については、原則、応札を行うということも含めて再検討の余地があるのではないかなというふうに思いました。

そういう意味では、23ページに御提示いただいた非応札容量をできる限り少なくするという取組はぜひ進めていただきたいと思います。

それから、ちょっとこの場の論点とは関係ないかもしれないんですけども、供給計画と関連して申し上げますと、小売事業者の供給確保義務を今、供給計画で確認するプロセスというのがあるんですが、これが今後も必要なかどうか、併せて御検討すべきかなというふうに感じました。

それから、この論点で出てきます経過措置と逆数入札の話ですとか、それから、今、話に出ておりますオークションを分割するという話に関しても、これまで弊社は問題提起しておりますけれども、やはりこれらの問題の根本は不確実な供給が多過ぎて新設電源が少な過ぎることによって起因しているにほかなりませんので、これがある限りどうもいろんなアイデアを出そうとしてもアイデアが出づらいのではないかなというふうに思っています。

スケジュールありきでこのまま拙速に進むということではなくて、ほかの委員会での動向なども見ながら時間をかけて議論したほうがよいのではないかなというふうに思っていますので、御検討のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず、今3人の方が言われた発言を基本的に支持します。私も問題意識は共有しておりますし、もっともな発言だったと思います。

その上で、私は今回の事務局の論点1について申し上げます。

まず、バイオ混焼のものに対して適切に対応して下さったことはとても感謝します。この方向でぜひお願いします。

それから、休止火力の問題を取り上げていただいたことはとても感謝します。これは相当な大きさなので、ここをかなりの程度ちゃんとやってくれば、ほかの問題もかなり軽減できると思います。どれぐらい覚悟を持ってやっていただいて、実際にどれぐらい効果があるのかを見極めないとなかなか難しいのですが、いずれにせよとても期待しています。

これ以外の点については、私は、事務局の整理はほぼ納得しかねるというか、今回のような整理、とても後ろ向きに見える整理は全く納得しかねます。

まず、容量市場を導入するときに、エネ庁のほうから説明された理念に著しく反する議論が横行していないかを懸念しています。もともと容量市場を入れるときには、容量市場は仮になかったとしても、安定供給にしても、電力のシステムの維持に関しても、絵は描けるという前提で議論が始まったはずです。

そうだけれども、容量市場があったほうが効率的、消費者にとっても、発電事業者にとってもウィン・ウィンになれるという整理で、より効率的だから入れたということを忘れていないか、ということをととても懸念しています。

安定供給という言葉が、確実な調達という言葉が横行しているわけですが、容量市場を敢えて導入しなかった状況を思い浮かべてください。容量市場が導入されたが容量市場がない状況と同値な状況は、例えば1,000調達するという需要曲線がかかっていたとして、容量市場に出てこない供給力というのが1万ある、もし仮にそう認定されたとすれば追加調達量が不要だということになって、事実上容量市場はなくなった状況と同じになります。

同じになるけれども、それは容量市場がなくなっただけでちゃんと機能するということが議論の前提

だったわけなので、これで直ちに大きな問題が生じる、確実に調達できるというようなものが調達できなかったからといって大問題になるなんていうことは本来ないはずです。

ここで、本当に確実な供給力として見込めるのかどうかということはずっと言われていますが、本当にずっと説明されてきた容量市場の基本的なメカニズムを理解しているのでしょうか。ここで仮に供給力から控除する量が本当は100なのにもかかわらず、10000と誤認しても原理的には機能するはずなのだから、実際には101あると誤認したことによって直ちに大問題が発生するということではない。これがちゃんと理解されていないのではないか。確実な供給力、確実な供給力、そうでないと安定供給が維持できないなどという、危機感を煽って国民をだますような議論が横行しているのではないかと懸念しています。

本当は100なのに1万と誤認しちゃったとしても、それは決して望ましいことではないし、それはでき得る限り避けるべきことではあるけれども、だからといって直ちに問題が起こることではなく、まして本当は99しか見込めないものを100見込んだことによって、直ちに物すごい問題が起こることではないのだということをごきちんとして理解する必要があります。

したがって、確実な稼働がというような議論がどれぐらい意味があるのかということ、もう一回原点に戻って冷静に考えていただきたい。こんな議論、こんな説明を繰り返していたら、容量市場を入れる前に説明していたことと、容量市場を入れた後で説明していることが全然コンシステントじゃないじゃないという不信感を生んで、容量市場なんか廃止しちゃえ、という議論を誘発しかねない。もう少し理性的に考えていただきたい。

その上で、供給力を考えるときには、この問題を考えるときには、事務局が正しく説明しているとおり、できるだけ市場に参加してもらおうというのが一番重要な点だということは確かにそのとおりだと思います。

その上で、しかし、4年前の段階では不確実だけれども、1年後の段階だったら何とかなるかもしれないという電源があるとすると、その後出てきたメインオークションと追加オークションの役割分担という話に直結してくると思います。

さらに、追加オークションの段階になったとしても、容量市場に出せるほどに確実ではないけれども、全体としては、つまり一つ一つの発電機としては確実じゃないけれども、経済全体としては一定程度見込めるというようなものも確実にあると思いますが、今回の事務局の資料を見ると、断言はしていないけれども、2番目と3番目のものについてはほぼとてもネガティブというスタンスを強く主張しているように見えます。

こんなことをしていたら今年度、上限価格に非常に近い価格がついてしまったなどということをもたまたま繰り返すことになることを、とても懸念しています。

諸外国の例を挙げているわけですが、じゃあ、諸外国というのは上限価格ぎりぎりになるような、そんなひどい状況になっているのですか。もともと最初から警告されていた、ここまでひどいことになるとは思っていなかったわけですがけれども、相当にまずいことが起こることは事前に十分警告されていたのにもかかわらずこのような制度設計を強行し、それでこういう事態を招いた後で、諸外国にはないからなどという安直なことを言ってこのような整理をしてもいいのか。

私は、一定程度見込めるというようなもの、全体として一定程度見込めるものは積極的に控除するか、あるいは需要曲線を考えるときに考慮していただきたい。つまり、確実ではないかもしれないけれども、危機的状況で出てくるとされる量は、容量市場での調達を当てにしないでも調達できる量に関しては、需要曲線を描く際に、今のような物すごい量の調達ではなく、もう少し減らすということを考えることとセットで、ぜひ改革を考えていただきたい。

需要曲線の考え方もこのまま、今回の整理のような格好で非常に消極的な見直しにとどまり、なおかつ休止電源の応札が急増するとかということがないなどということになったら、本当に悲惨なことを繰り返しかねない。

次に、もう既に言いましたが、メインオークションと追加オークションの役割分担に関しても、非常に消極的なスタンスに見えかねないような資料になっている。この点については先ほどから繰り返しているとおおり、不確実性が相当にあって、4年後というのと1年後というのでは見通せるものが相当違うという現実というのを踏まえて、きちんとした議論が進むべきだと思います。

このときにメインオークションで何%調達し、追加オークションで何%調達するのか、追加オークションで基本5%調達するということになり、いや、5%は幾らなんでも大き過ぎて、それでは不安だから3%にすべきだとか、そういう議論をするのであれば建設的だと思いますが、最初から今の考え方を変えないなどというような非常に保守的な、こんな状況を招いているのにもかかわらず、まともな改革がされないなどという結果にならないことを強く願っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は小宮山委員、お願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明ありがとうございました。

スライド20の未稼働原子力に関しては、ちょっと1点だけ意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

室長から御説明ございましたとおおり、原子力等規制法の関係で非常に未稼働原子力の計上が困

難な点というのは十分に理解いたしております。

一方で、原子力設備容量の規模がございまして、可能な限り供給力として見込めれば約定価格の低下、小売事業者の負担の軽減にもつながるものと思われまして、何か取り得る方法がないかとも一方で思う次第でございまして。

例えばでございますが、過去の原子力再稼働での規制審査上等の実例を踏まえて、実需給年度以前にある程度再稼働の予見性が高いと考えられる場合は、落札対象にできないかどうかとも思料する次第でございまして。

また、原子炉等規制法の運転計画等と整合的にならなければ計上できないという場合は、再稼働した原子力が実需給年度までの期間は容量市場から容量確保契約金額が支払われず、再稼働のインセンティブが低下して安定供給にも影響を与える可能性がないかどうかとも思料する一方で、原子力が抱えるリスクにより、実需給年度に再稼働できない場合の安定供給時のリスクも多分に存在しますために大変難しい問題と認識してございまして。

以上でございまして。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして大山委員、お願いいたします。

○大山委員

大山です。よろしく申し上げます。

容量市場と供給力確保に関する話としては、確かに容量市場がなかったら直ちに停電するという事ではないのかもしれないんですけども、なるべくリスクを減らしたいという思想が裏にあるんだろうなと、供給力不足リスクですね、という気がしております。

ただ、そうはいつでもリスクを全くなくして絶対大丈夫なんていうことはあり得るわけないので、どこまで共有できるかというのが問題かと思っております。

そういう意味で、容量市場、結局少し需要曲線下げた場合には、休止電源とか未稼働原子力といったような含み資産がどれだけあるのか、それがなかったリスクはどう見るのかということとか、それから、今メインオークションでつくっている何%という話は、どこまでのリスクを見込んでるかというようなことがあるので、このリスクについてはメインオークションでは見ないけど追加オークションに入れましょうというようなことを考えれば分けられるかもしれないということで、何が言いたいかという、どういうリスクについて最後の場あきらめるかというような議論を深めていけば、メインオークション、追加オークションであるとか、それから休止電源とか未稼働原子力、それから自家発電についてどれだけ見込むかということがおのずと決ま

ってくるのではないかと、数字細かいところは無理かと思えますけれども、考え方が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

ということで、それが言いたいことなんですけど、あと、最後に一つだけ、自家発電設備の供給力を把握するというようなことが書いてありましたけれども、これが問題になっているのは分かっていますので、今後さらに精査できるように、ピーク時の供給力というのがどれだけ本当にあるのかというようなことをこれから夏を、冬ピークもありますし、夏ピークもありますので、しっかり見ていくことを進めていってほしいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、関西電力の小川さんからお願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど来、未稼働原子力につきまして御発言いただいておりますけれども、これ私ども、未稼働原子力につきましても、当然、容量市場に入札をしていきたいというふうに考えるわけでございますが、今回も入札ができなかったことに関しましては、個別の電源によって様々な理由があったというふうに考えております。

ただ、やはり事業者といたしましては、4年後の稼働ということについて、その見通しを立てられるように最大限の努力をして望んでいきたいと思っておりますし、本日20ページに様々なルール、運用ルール記載していただいておりますけれども、こういったものにできるだけ沿う形で入札に向けて対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

チャット欄に発言希望が書かれているのは、新たに東北電力ネットワークの阿部さんですね、よろしくお願いいたします。

○阿部オブザーバー

東北電力ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○阿部オブザーバー

御指名ありがとうございます。それでは、一般送配電事業者の立場からコメントをさせていただきます。

供給力の管理・確保についてでございますけれども、やはり容量市場は、市場原理によって経済性を確保しつつ、将来の電源の新陳代謝、しっかり新設電源が建設をされていくということも含めて、日本全体の供給力を確実かつ効率的に確保していく、これが本来の目的というふうに認識してございます。

そのような意味から、事務局さんからの提案がありますとおり、オークションに参加しなかった供給力について、来年度のオークションへの参加を促すということについては、入札電源にリクワイヤメントを課す形で供給力確保の確実性を高めながら入札量を増やすことで約定価格の低減を目指すという供給信頼性の維持と経済性の追求を両立するという御提案と認識しておりまして、一般送配電事業者としても賛同したいと思っております。

また、先ほど来御議論になっておりますスライド24のメインオークションにおける調達量についてということでございますけれども、やはり調達量を分割することで、御記載いただいているように供給力不足、コスト増となるリスクも考えられるということと、また電源の供給力の建設のリードタイムということも考えていく必要があると思っておりますので、やはり4年後のメインオークションで相応の供給力を確保しておくということが望ましく、追加オークションについては、やはりメインオークション後の状況変化に対する対応策と整備するのが適当ではないかなと考えてございます。

ぜひ、容量市場の趣旨及び安定供給確保の観点から慎重な御議論をお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、秋元委員、よろしくをお願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございました。

容量市場の目的ですけれども、改めて皆さんおっしゃられていますけれども、安定的、かつ通伝に供給するということが目的で創設されているわけで、そういうところがうまく機能するような市場に改良をしていくということが重要だというふうに考えています。

今回高く価格がついたということは、基本的には厳しい供給になっているという認識は持っておく必要があると思う一方で、これまでも議論になっているように、十分にこの制度の形から供給力が出てきていないんじゃないか。要は、安全サイドを見過ぎていないかという気はやっぱり

するわけです。もう少し期待値で供給力が出てくるような方法を考えられないかということかと思っ  
ています。

私の発想からすると、供給力をたくさんしっかり適切な形で出てくるということが一番重要だ  
というふうに思っていて、そういう面では、一つはバイオ混焼の石炭火力に関しては御提案いた  
だいて解決する形になりましたので、これについては感謝申し上げたいと思います。

やっぱり一番残っているところでいくと、いろいろほかは未稼働のものとか、休止電源とか原  
子力、そして自家発といったようなものがある、これがやっぱり、これは多分イーレックスの  
上手さんがおっしゃっていたことと私同じような感想を持つんですけども、4年後というところ  
がやっぱり確実に見込みにくいので、なかなかそういう面で原子力も出にくいし、自家発も出  
にくいということがありますので、私も一つの手としてはメインオークションで100%までぐら  
いとか、それぐらい確保して、残りの部分に関して追加オークションで考えるということも一つ  
の手だろうというふうには思っています。

ただ、もちろん議論があるように、デメリット、メリット両方あると思いますので、もう少し  
慎重な検討が必要だと思いますけれども、そもそも今の状況でいきますと、上限価格に張りつい  
ているわけなので、追加でもそれ以上上がるという形にはならないので、今の状況というこ  
とでいくと、追加にしたからといって容量が最後足りなくなれば別ですけども、そうじゃない  
限りはコストが上がるという方向に触れる確率は少ないので、そういうことも一つ考えるべきで  
はないかなという気はしています。

ただ、それ以上にいろいろやっぱり考えると、原子力等も含めて少し入札の要件を緩和すると  
か、もしくは供給力を何らかしてやっぱり見込んでしまうとか、そういうこともあると思いま  
すし、もうちょっと言ってしまうと、4年後というのが若干中途半端なような気はずっとして  
いて、これをむしろ2年後とか、そういうふうに短くしてしまって、新設は別のところで面倒見  
るということに割り切ってしまうとここは既設だけということにすると、またちょっと2年後  
ということになると出てくるものが結構増えてくる可能性もあるんじゃないかという気もする  
ので、ちょっとこれは抜本的な改革になるので来年度というわけにはいかないのかもしれない  
けれども、そういう可能性も含めて検討してもいいんじゃないかなという気もしています。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

このメインオークションか追加、あるいはメインオークションを幾つかに分割するかという話ですけれども、私個人としては、本来的にはメインオークションで取るべきだというふうに思っていたんですけれども、おっしゃるように、今、容量市場の取り巻く環境というのはかなり劇的に変化する外生的な環境の中で、政策リスクが不確実性とお話しされた方もいましたけれども、ちょっと通常に容量市場が我々が議論してワークするような環境ではない、かなり厳しい環境の中にあるというのも事実なのかなというふうに思っています。

よって、恒常的でない形で若干メインオークションの部分で本来取るべきところを分割するという事は考えられ得るのかなというふうにも感じますけれども、ただ、そのダウンサイド、メリット、デメリット、24ページ目にいただいたとおり、あんまりやり過ぎちゃうと足の短い電源ばかり引き寄せちゃうということも新設の部分で考えるとあるのかなとも思いますので、あくまで暫定的な方式としては考え得るのかなと思いました。

いずれにしても、容量市場というのは、本来小売事業者の調達先未定というところが供給計画であったということが出発点ですので、その部分についてしっかり対応する制度だということで、本来あるべき姿というのはしっかり維持すべきだというふうには思っています。

以上です。ありがとうございます。

○横山座長

すみません、どうも応答が遅くなりました。どうも大橋先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、安藤委員、よろしく願いいたします。

○横山座長

すみません、どうも応答が遅くなりました。どうも大橋先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく願いします。

既に多くの方からあった話と関連していますが、容量市場での目標調達量をどのくらい確保すべきかというのはやはり考え直す必要があるのかなとも思っております。安定供給といっても好きなだけ使えるという状況を安定として考えるのではなく、少し我慢してでも生活はできるというようなレベルにしておいても、納得感はそのほうが高いのではないかと感じました。過剰な保険に入っていて安心は買っているけれども毎日の生活は苦しいというのではよくなく、そうでなく、保険をある程度減らしてでも今の生活をしっかりするなどということは実際問題、私たちの生活でもあるのかなと感じております。

どのくらいのリスクに応じてどのくらいの需要家の負担を減らせるのか、これを例示できないのかとも思いました。供給力不足の可能性、調達コストの上昇ということが挙げられていましたが、納得感が違うということで、1年前の不足が予想されているときに追加調達をすとか、実際に不足する時点で、需要家に利用を少しは抑制してもらおうなどのことも考慮した上で目標調達量を考えるという方針転換も、時間は短いのかもかもしれませんが議論をする余地はあると思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力の花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力の花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

既に多くの委員から意見も出ておりましたが初回オークションを行い、結果が分析され、色々な状況が分かってきたと思います。そうした中、次の対策として、やはり安定的かつ低廉に供給力を調達していくという観点から、次に向け応札量を増やすことで、市場に参加する供給力が多ければ多いほど、市場メカニズムを通じた供給力確保の実効性が高まると考えています。その観点から2点意見いたします。

1つ目は、休止電源に関してです。実需給に触れて供給力を確保する観点から、再立ち上げ可能なものに市場参加を促す方向性は賛同します。ただし、どうやって促すか、促すというのは休止電源を特別優遇するというのではなく、約定できる価格と休止電源があった場合に入札されないことが無いよう働きかけていくということだと理解しています。

その点、22ページの自家発設備の記載と同様に、広域機関殿で理解促進、広報活動を進めていただくことでよいと考えています。

2点目は、自家発設備に関してです。応札への参加を促すための取組として、単独では供給力の見通しが立たない自家発でも、アグリゲートリソースの一部としての参加や、需要抑制リソースとしての参加により発動指令電源として応札することができますので、そういった事例もしっかり周知して応札への参加を促してはどうかと考えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

たくさん御意見をいただきましたので、次の論点の2から5までの中でも、この論点1をまた含めていただいても結構ですので、次は後半部分、論点の2から5に関しまして幅広く意見交換をしていただきたいというふうに思います。

それでは、発言を希望される方はチャットのコメント欄によりしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、イーレックスの上手さんからよろしくお願いいたします。

○上手オブザーバー

よろしく申し上げます。2から5全てを対象でよろしかったですか。

○横山座長

はい。

○上手オブザーバー

ありがとうございます。

まず、26ページの他市場収益の考え方に関してなんですけれども、今回ガイドラインの具体的な記載の検討を深めてくださるということで感謝します。これは前から申し上げていることなんですけれども、市場が上がるときに追加的に利益を上げるけれども、市況が下がっても発電所を止めればそれほど損失は拡大しない、こういう発電所のオプション価値というのをぜひ取り込んでいただきたいと思います。

各社は、他市場収益はどういうふうな前提条件で算定するかということに関しては、今回整理する中でぜひ例示というか、そういったものをいただければというふうに思っております。

それから、石炭フェードアウトに関して、42ページ以降で記載されてございまして、これ自体は世の中の流れとして賛同するものかというふうに思っています。

ただ、容量市場にももちろん折り込もうと思えばできるのかと思いますけれども、原子力の稼働が供給計画上織り込まれて、そこまで不確実な部分も多いということと、再エネの導入量もまだ拡大途中という中で、もしキロワットを落としていくという議論になってしまうと、容量市場の約定価格の高騰を容認して、結果として国民負担を増やさないと石炭フェードアウトは実現しませんというメッセージを明確に国民に伝えてしまうことになると思います。

そういう意味では、46ページにお示しいただいたキロワットの確保は大前提という案には賛同

します。キロワットアワーを抑制する仕組みという案を連日いただいています、それは一案かというふうに思っていますけれども、スポット価格の高騰を招かないような配慮をお願いできればと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございます。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

それぞれの論点で一つずつ、4つ意見を述べさせていただきます。

まず、入札価格の妥当性の確保についてでございますが、ここにつきましては、本当にこれまで意見として申し上げてきました維持コストの明確化、ガイドラインへの記載及び一定価格以上の入札についての事前チェック機能等々取り上げていただきまして本当にありがとうございます。

あと、残るところは、先ほど上手さんからございましたが、他市場収益のところでございますが、各事業者が他市場収益を算定する考え方について、稼働と市場価格の想定ということになるかと思いますが、これが各社によってどのくらい違いがあるのかということについてもぜひモニタリングいただいて、個社名とか、そういうことは全く必要ないんですが、分布でも結構なので、どういう状況になっているのかというようなことを開示可能な方法で、ぜひ関係者で共有できるような形にいただければ、そうすることでより妥当性を確保していくことにつながるのではないかとこのように考えております。

続きまして、小売事業環境の激変緩和措置についてでございますが、激変緩和の必要性を改めて御記載いただいたこと、ありがとうございます。

ここにつきましては、激変緩和を実現しつつ、必要な供給力を確保しながらも新陳代謝を促す手法として、例えば、一旦逆数入札をなくして約定処理をして、その上で経過措置を導入して、経過措置電源が落札した場合の収入が約定価格×経過措置係数と応札価格のいずれか大きいほうという方法で、維持しなければいけない電源が必要なコストはきちんと回収できるようにするという立てつけを前回も御提案させていただきました。

こういういろんなアイデアをぜひどんどんシミュレーションしていただいて、実効性等を確認

していただければと考えております。

3点目が、オークション結果の情報公開でございますが、ここにつきましてはかねてから申し上げてまいりましたとおり、せつかく我々大義ある市場をつくっているわけでございますから、やはりこの目的や意義をきちんと国民の皆様にも正しく御理解いただくためにも、可能な限り情報開示していくということは必要ではないかと思っております。

37ページに情報公開のメリット、デメリットを御記載いただいておりますが、例えばこのデメリットの2ポツ目、あるいは3ポツ目に関しましては、既に当市場取引において実施いただいております売り惜しみとか価格つり上げに関する監視、これを継続することで、これらの懸念は十分に防げると考えていますので、果たしてこれがデメリットになり得るのだろうかと感じるところでございますが、ぜひ様々な事業者から意見を聞いて、より積極的な情報公開の在り方を御検討いただければと考えております。

最後、4点目が非効率石炭フェードアウトの話でございますが、この容量市場におきまして非効率石炭火力フェードアウトを促す措置やインセンティブを付与するという考え方ですが、仮に将来、例えばでございますが、カーボンプライシングのようなフェードアウトのインセンティブとは相入れないような政策が導入されるような場合、それと非常に整合性が取りにくいことになってしまい、それゆえ、ますます市場の仕組みが複雑になっていくおそれがあるのではないかと思っておりますので、論点からずれていくかもしれませんが、容量市場は本来の目的である必要容量の確保というところに立ち返って、キロワットの価値を議論する市場として位置づけていくべきではないかというふうに考えました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。音声大丈夫でしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

3点目の小売負担の軽減についてコメントさせていただきたいと思っております。

35ページに基本的な方向性を記載いただいているんですけれども、2018年の中間整理におきましては、建設後、10年程度までは減価償却費が多く固定費コストが高いということで経過措置の

対象外とされたと思っています。

その考えにのっとれば、減額すべきは固定費回収がある程度進んだ電源であると思っています。仮に35ページのように約定価格周辺の落札電源を対象外ということにするとした場合には、そもその意味合いが変わってしまうと懸念をしています。

取りようによっては、老朽化が進んだ電源を退出をさせないように擁護するというメッセージにも取れますし、こういうことを考えますと、経過措置の部分においてのみ再エネの大量導入がなされることを意識した考え方で見直すことに何か違和感があります。

全体的には冒頭申し上げたとおり、再エネが大量に導入されていく中で前提条件は変わっていると思っていますので、こういうところにその考えを入れるのであれば全体の議論もやってしかるべきかというふうに思います。

もう一つ、34ページのシミュレーションから分かりますことは、今回の経過措置では、約定総額を1割程度引き上げる効果しかなかったということだと思っています。

いろいろ議論した中で手当てをした経過措置でございますが、制度導入当初に想定していた水準まで引き下げていただくように具体的な検討をお願いしたいと考えています。

冒頭申し上げたことの繰り返しになりますけれども、この再エネの最大限の導入ですとか、石炭フェードアウトの議論が尽くされていない中で、マイナーチェンジだけで容量市場を推し進めていくということは疑問を感じますし、どうしても進めるということであれば、今議論している見直しのポイントについて、それが実効的なものになりますように、まずは定量的な効果検証を実施した上で見直すところを見直すというように進めていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員、お願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明ありがとうございました。

私からは、非効率石炭フェードアウト、スライド46に関しまして、意見を申し上げさせていただきたいと思います。

こちらに記載のとおり、必要な供給力、キロワットの確保を大前提として非効率石炭の稼働抑制に対するインセンティブを付与する、設備利用率の高低によって傾斜をつける御提案に賛同をさせていただきたいと思います。

ただし、一方で卸電力価格への影響も踏まえた上での稼働抑制に対するインセンティブの付与

を考えることが重要であるとも思っております。

容量市場の制度趣旨にも反しないような配慮が必要であるというふうに考えております。

ですので、例えば非効率石炭の設備利用率の基準の設定に際しましては、例えば日本全体で年間平均での設備利用率をベースに考えるのか、もしくは卸電力価格へも配慮して、まずは卸電力価格への影響が総体的に小さい期間でキロワットアワー抑制を考えるのか、また、石炭火力の依存度の高いエリアもございますので、エリア別に設備利用率の基準を考えるのか等、石炭火力の稼働実態と卸電力価格の動向等を踏まえて考えることが重要なのではないかと思料しております。

例えば、こうしたことはシミュレーションで非効率石炭とある程度それらのキロワットアワー抑制が卸価格に与える影響等、シミュレーションできないかどうかとも思料しております。

また、次年度以降の長期的視点では、キロワットアワーの抑制に加えて、非効率石炭のキロワットの供給力の抑制などについても検討の有無や、キロワットアワー抑制とキロワット抑制をハイブリッドで想定するのかどうかなどを次年度以降の考え方も整理する必要があるというふうに存じております。

以上でございます。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東京ガスの菅沢さん、よろしく願いいたします。

○菅沢オブザーバー

菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○菅沢オブザーバー

御説明ありがとうございました。

まず、スライド7に御記載いただきましたように、来年度オークションまでに具体的に検討を進める論点を分かりやすく整理いただきありがとうございます。

私からは2点、コメントさせていただきます。

まず、1つ目は、5番目のカーボンニュートラルとの整合性確保についてになります。電力システムのカーボンニュートラルに向けては、安定供給の確保を大前提として、変動再エネの大量導入を実現することが期待されていると理解しています。

2050年のカーボンニュートラルに当たりましては、バックアップ電源も脱炭素化していくものと認識しておりますけれども、現時点では技術開発フェーズでもありますし、時間軸を意識した

検討が大事と考えております。

将来的な技術確認までの間は、いかにCO<sub>2</sub>の排出総量を抑えつつ、再エネの変動を支える調整電源、バックアップ電源を確保するかが重要と考えておりまして、低炭素で高効率な火力が足元ではその役割を担うものではないか考えております。

また、今回は、上位の概念として非効率石炭火力のフェードアウトが決定して、それを進めるための一つの要素として、ここでは誘導措置を検討しているということを踏まえますと、非効率石炭火力でないものは、安定供給のために有効に活用するという考え方が望ましいのではないかと考えております。

2点目は、戻りまして3番の小売負担の軽減についてでございますけれども、来年度に向けて時間的な制約がある中での議論ということで、軽減の在り方につきましては、これまで2017、18年にスライド35のような論点を踏まえて、相当な時間をかけて議論したものを尊重すべき水準として考えるのが妥当ではないかと考えております。

その上で前回は申し上げましたけれども、結果的に今回は10%以下の効果しかなかった点を考慮いただきまして、来年度以降の軽減措置を設定いただきたいと考えております。

また、同じスライド35の基本的方向性、減額対象につきましては、御記載のとおり、必要以上に電源の退出を促すことがないような配慮は大切と考えておりますが、約定価格周辺の落札電源を減額対象外とする条件設定によっては、事業者行動として高値入札を行うインセンティブが生じるおそれがございますので、制度が事業者行動に与える影響を考慮して検討を進める必要があると考えております。

加えまして、仮に減額対象外の条件が約定価格周辺であることのみとなりますと、古い電源が残りまして新しい電源に退出圧力がかかってしまうおそれもありますので、そもそもの容量市場の趣旨に沿って、市場原理を通じた電源の新陳代謝が適切に行われるよう御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

## ○松村委員

まず、価格に関して、監視に関してかなり踏み込んだ御提言をいただいていると思います。

ガイドラインの改定というのももちろんそうなのですが、何度も意見が出ていた、例えば小売収益などの考え方とかというのを統一するのであれば、ガイドラインを変えてこのやり方でやれと、事後監視でも対応できると思いますが、そこまで踏み込まずに基本的な考え方だけ示すという方針で、入札されて、それで不当に高かったなどということになったとしても、今回の事例から見ても対応がとても難しいと思います。ガイドラインももちろん重要ですが、監視のやり方を変えることも含めてぜひ考えていただきたい。

具体的に言うと、事前監視を入れることも積極的に考えていただければと思います。

次に、小売の軽減のことについてですが、事務局の資料には繰り返し恒久的という言葉が出てくるんですけども、確かに未来永劫続くような措置ではないから、だから最初から経過措置になっていたわけで、そんなことは最初から分かっているわけなんですけれども、軽減された額が既にオブザーバーの方から指摘があったとおり、実際にもともと控除という格好で出てきたものに比べてはるかに小さなものになったということを踏まえて議論していることは、ぜひ忘れないようにお願いします。

この点について、初回のオークションでも物すごく不十分だったことを念頭に置いて、どう変えられるのかをぜひ考えていただきたい。

次に、石炭のフェードアウト、あるいはネットゼロエミッション社会をにらんで容量市場での対応というところなのですが、これに関しては、私は途中で出てきた議論が全く理解できなかった。炭素税との関連で議論が出てきました。

炭素税が出てきて、議論が複雑になる。なんですかそれは。十分な炭素税、十分な高い炭素税が入って、それで非効率石炭、あるいは二酸化炭素を大量に出すような化石に対して、適切なインセンティブが与えられるようになった後で、いつまでも容量市場での化石に支払わない措置は必要はなくなるという主張ならまだ理解できなくはないけれど、現行そのような炭素税が入っていない状況で、すぐにでもできることで対応しなければいけないという議論をしているときに、これで複雑になるのかという議論がどれぐらい意味があるのかはぜひとも考えていただきたい。

ほかの政策でもこれが不要になったときに、いつまでも続けないということは意味のあることだと思いますが、現行そうっていないことはまず考える必要があると思います。

次に、化石全体に控除するという発想をするのか、あるいは石炭に限定するのか、非効率石炭に限定するのか。そういう議論に関しては、現状化石全体、特にガス火力のようなものについても控除することの弊害がとても大きいと思います。

実際に供給力が不足しているということもありますし、石炭をガスに変えていくということは、少なくとも移行期の間はかなり効果的な二酸化炭素排出抑制策でもあると思いますので、それに逆行する政策は、メッセージとしても必ずしも正しくないのではないかと。

一方で長期的には、ガス火力と言えどもゼロエミッションになっていないもの、例えば天然ガスを燃やすだけでCCSもCCUも備えていないものに関しては、減額というのは将来的にはあり得るということは覚悟の上で入ってきていただく必要はあると思います。

水素を混燃する、アンモニアを混燃する、あるいは最終的には、2050年度には専燃に変えられるというようなことも念頭に置きながら入ってきていただく、というメッセージは出す必要があると思います。

その上で、仮に石炭に限定するということがあったとしても、満額支払わないというのを限定するということがあったとしても、これは別の委員会、石炭ワーキングで、あるいは省エネ法の枠組みでやる議論というのに引きずられないようにぜひしていただきたい。

石炭ワーキングとかで出てきている省エネ法だとすると、省エネ法の立てつけからして非効率石炭の定義が相当に限定的になってしまって、もともとの目的を達成できない、だからこそほかのことを考えなければいけなくて、容量市場だとかというのも一つの手段として考えているわけなので、その定義とそろえるのが不可欠だ、などという愚かな議論にならないように、こちらはちゃんと独立に議論できるようにすべきだと思います。

その上で、例えば石炭全部に網をかけるのだけれども、最新の最も効率的な石炭火力が、例えば本来は動かすのが効率的でない春とか秋というのに動かさなかったとして出てくる二酸化炭素の排出量を基準にして、それよりもたくさん出てくるところはそれに応じて減額するというような、これだとマイルド過ぎるという批判はあり得ると思いますが、このようなものであるとするならば、本来合理的な行動を取っていれば減額されないことになり、春とか秋とかに無理に燃やしているところ、あるいはそんな電源構成を放置したところが、一定の減額をされることになると思います。そういう形であれば、御懸念になったような無茶なことは起きないし、インセンティブもきちんと与えられると思います。

今言ったのは単に一例ですから、いろんなやり方があり得るので、ぜひ前向きに、かなり強いインセンティブ効果が与えられるような制度設計を早急に検討していただくことを期待しています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、J-POWERの菅野さん、お願いいたします。

○菅野オブザーバー

菅野です。声は大丈夫でしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○菅野オブザーバー

まず、最初にオークションの情報公開の件ですが、37ページにありますデメリットとしてあげられる地元対応上の問題に関しては、既に非効率石炭火力のフェードアウトというのが実際目の前にありますので、地方自治体の方々とその辺は既に議論になっておりまして、24年については落札したのですか、それを落札したのであれば24年までは動くんですね、そうしたら毎年ここを見ていけば分かりますねというふうな地元の自治体の首長さんからもそういうコメントが来ているのが実態でございます。

現状の4年前ということで、4年前にこういう情報公開をされていることに関しては、正直  
地元対応について非常に強い、大きい困難が出るなというのが実態としてあると思っております。

それから、カーボンニュートラルとの整合性のところですが、御意見もありましたけれども、今までは非効率石炭火力のフェードアウトをどう誘導するかという議論だったんですが、今回からカーボンニュートラルとの整合性、そういう意味で言うと、2050年と言わなくても、例えばこれからエネルギー基本計画の見直し、エネルギーミックスについては議論もあるだろうと思います。2030年のエネルギーミックスの電源構成に向けて、おのおの容量市場制度を使って誘導もできるということも極論としてはあり得るわけで、火力全体について網をかけるかというのはまさにそういうことについての第一歩だと思うんですが、そういうおつもりで容量市場をエネルギーミックスを実現するための誘導政策として使うことも考えているんだということであれば、今後議論の中である程度見通しを、非効率石炭火力だけではなく、最初は非効率石炭火力としても、その後は火力全体ですとか、そういうふうなことは既に見通しとして持っているよということであれば、我々事業者としてはそれに向けてまさにCCUS付の火力電源を実現する時期を本当に早めていかなきゃいかんということになるので、その辺の見通しについてはいずれか示していただきたいなと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

3点ですけれども、この26ページ目の入札価格の妥当性に関してですが、この行政コストを踏まえつつも一定の価格、例えばネットコーンを上回る入札について事前のチェックを求めるというのは、これきちんと運用するとかなり有効に働き得るのではないかという気がしています。

そもそもこれ、それほどネットコーンを上回る入札があるということは、ネットコーンの価格自体がつけ方の問題も出てくるんじゃないかと思えますけれども、よほどのことだと思いますので、そこらあたりというのは一定程度やはり事業者、あるいはネットコーンのつくり方についてちょっと精査を求められるということになるのではないかなと思います。それが1点目です。

2点目は情報公開に関してなんですが、この情報公開は、ページで言うと37ページ目にデメリットの最初のポツについて、これは、思えば落札できなかったのはある意味、事業者の責任というよりは市場の責任なので、若干事業者の説明負荷が減ることになるのではないかというふうな気もしてまして、このデメリットの最初の部分というのほどまで妥当するのかなというの若干思うところであります。

ちょっと前後して恐縮でしたが、3点目は小売事業環境の激変緩和ですけれども、約定価格周辺の落札電源以外のものについて支払額を減額するという考え方ですが、これまず、ぱっと見が若干短絡的な解決策かなというふうな気がします。こうしたことというのは多分、容量市場のコストを下げるという意味ではすぐ思いつく案だとは思いますが、こうしたことというのはやっぱり入札行動を変えることにもなりますし、ある意味入札行動を変えるというか、ゆがめることになるのかなという気はします。

これは、シミュレーションしようと思っても入札行動自体をモデル化しないとなかなかシミュレーション正しくできないんじゃないかと思ひまして、若干このシミュレーションについてはハードル高いんじゃないかなというふうな感じもしますので、ちょっと慎重に御検討すべきなのかなというのが直感的なところであります。

以上です。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、監視等委員会の佐藤さん、よろしくお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえています。

○佐藤オブザーバー

私も37ページの情報公開について一言申し上げたいと思います。

まず、一般論から言いまして、この前も申し上げたように、どう見るかはあれですけれども、小売事業者の方にある程度のというのか、相当な負担をお願いするところで、その負担をする方が情報公開と言っているところで、しないというのは全くおかしいと思います。

これまで、単にある意味だとフィーバーで情報公開するといった形ですけれども、今は相当なお金を頂く、ある意味だとスポンサーの方に情報を公開するというのは相当やるというのが常識でありまして、今までと考え方を大いに変えるべきだというのが私の基本的な考え方でありませう。

それで、そのデメリットのところですけども、やっぱりここは大橋先生もおっしゃったように、一番最初のところで書き方がおかしくて、やはり問題になるというのは情報公開をしたときに、4年分に当然入札していると思ったらそもそも札も入れてなかった、これはおかしい、まさか休止とか廃止するつもりじゃないか、そうなるときにデメリットなんじゃないでしょうか。

ただ、その場合は、いい悪いはありますけれども、定期検査とか、4年後に必ず動くかどうか分からないというので問題にはなっていますが、相当たくさん電源というのがそもそも、参加してないわけですから、そんなに問題になるのかな。

それなんて、地元の問題になる場合、本当にどういう場合かというのをもっと突き詰めていただかないと情報公開に差し障るというのは言えないと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。

2点ですけども、1点目は35ページ目で、大橋委員がおっしゃったことと同じなんですけど、これを例えば約定価格よりもかなり下の部分で割り引いていくと、減額するということになると、入札行動が変わってくる可能性があるんで、このあたりはちょっと市場設計をゆがめかねないので、ぜひ慎重に御検討いただきたいというふうに思います。

当然ながら、激変緩和の在り方については、引き続き議論が必要だというふうに思っています。

が、この方法がいいのかどうかというのは若干これ聞いた感じだと疑問ありというのが私の率直な感想でございます。

2点目は、45ページ目でございますけれども、これもほかの委員等から御意見あったと思えますけれども、基本的にはやはりここでも事務局の資料でも書かれています、容量市場でこれを担保していくというのは、基本的にはあんまり筋がいいとは思わないんですが、ただ、何らかの形で政策目的に手当てをしていくという意味でこの容量市場を使おうということで、そういう前提条件を置いてということでございますが、そういう中では取りあえず一旦石炭火力の非効率なものに限定してこういう措置を考えていくという方向性については一応考えるべきかなというふうに思いますので、そういう方向で引き続き検討を進めてもらえればという気がしました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、中部電力の花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力の花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

私から3点意見させていただきます。

1つ目は入札価格の妥当性の確保の観点についてです。他委員から意見が出ていますが、他市場収益の考え方を明確化する方向に異論はありません。ただし、燃料価格や市場価格は事業者ごと独自に想定するため、相当幅があるのではないかと想像します。

まず、具体的な算定方法の事例や、明らかに間違った算定方法を整理することから始める対応が現実的なのではないかと考えます。

また、事前チェックについて、今後、入札ガイドラインを見直していくことや、それを踏まえた事後監視を行うことを考えれば、現時点でそこまで本当に必要なのかとも思います。

事前チェックによって生じる実務負担や実質的に入札期限が前倒しとならないかと懸念しています。

次に、小売市場環境の激変緩和の観点についてです。今回、既に負担軽減のための経過措置を設定した上でのオークション結果を受け、埋没供給力の反映や維持管理コストの整理が行われるところであり、約定価格を適切なものにする手当ては実施していると考えています。

その上で、さらに小売負担軽減措置が本当に必要なのかは、ゼロから見直しという話もありましたが、慎重に検討いただきたいと考えています。

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、電源に適正な対価を支払うことで中長期的な安定供給を確保することが制度の趣旨です。これを念頭に置いた検討をお願いしたいと考えています。

また、容量市場の結果を受けて、必要以上の退出につながりかねない電源を対象外とすると記載されております。結果を受けて減額を判断すると、発電事業者にとってなぜ減額されるのか理屈がないように思います。減額できそうなところから減額してしまうという発想は容量市場に対する信頼を損ないかねないし、ひいては供給力確保にも悪影響が出るのではないかと懸念いたします。また、同一kWに同一支払いという原則が崩れてしまうということも考えられます。

最後にカーボンニュートラルとの整合性の確保の観点から、誘導措置におけるインセンティブ設計についてです。誘導措置の対象については、まずは2030年度に向けた検討として、非効率石炭を対象とすることが現実的だと考えます。

インセンティブ設計においては、同一kWに同一支払いという原則を変えない仕組みが望ましいと考えています。資料には、2030年度のエネルギーミックスの実現を念頭に具体的な基準を設定していくとありますが、例えばフェードアウト計画どおりに達成できれば、それを評価してkWの対価の満額を受け取れるといったインセンティブの仕組みが考えられます。また、kWhを抑制することと整合するように、リクワイヤメントの見直しも必要と考えています。例えば、安定電源は平常時においても小売電気事業者が活用しない余力の市場応札を求められていますが、非効率石炭については対象外とし、発電事業者が利用率を意識しながら自由に市場応札できる仕組みとしてはどうでしょうか。

なお、詳細ルール策定には、募集要項の見直し等の必要な手続も含め、一定の時間がかかると思われれます。非効率石炭のフェードアウトのターゲットが2030年度と考えれば、来年度の入札に向けて、拙速に誘導措置を適用するのではなくて、再来年度に向けて丁寧に検討していくということも一案ではないでしょうか。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、又吉委員からお願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。又吉です。

2点発言させていただきたいと思います。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○又吉委員

1点目は情報開示についてです。メリット、デメリットを整理していただきましてありがとうございました。透明性の向上は非常に重要であると考えていますが、どこまでの情報を開示する必要があるのかという見極めが非常に重要かと思っております。

前回申し上げさせていただきました背景も考慮して、個別電源の情報開示については、やはり慎重な検討をお願いしたいというところを繰り返させていただきたいと思っております。

2点目は、カーボンニュートラルとの整合性確保についてです。

御提示いただきました非効率石炭火力の稼働抑制に対するインセンティブの付与といったスキーム導入は一案かと思っておりますので、今後検討を深めていくという案に賛同したいと思っております。

一方、スポット市場に与える影響等も生じること、また、非効率石炭のフェードアウトのターゲット年と次回オークションの需給年度に差があること等を考慮すると、来年度オークションまでに結論を出すというよりも、少し時間をかけて議論をするというオプションもあるのではないかというふうに思った次第です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、関西電力の小川さん、お願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。よろしく申し上げます。

私からは、35ページ、小売事業環境の激変緩和措置の在り方につきまして幾つかコメントしたいと思います。

このページには、2つ目の黒丸のところですけれども、やはり支払額の減額が電源の対質を促し、結果的に安定供給を損なうことは避けるべきというふうに記載がされていますが、その点につきましては発電事業者の立場で賛同いたします。

発電事業者といたしましては、昨今もそうなんですけれども、今年度JEPX価格も非常に安値で推移しておりまして、既存電源の維持についても従来とは異なる厳しい事業環境に直面しているというふうに認識しています。

そうした中におきまして、これは繰り返しこの場でも申し上げておりますが、こういった市場

メカニズムの下で発電事業を運営していくというためには、やはり容量市場をはじめとした各市場から適切な価格シグナルが必要であり、それをベースに電源の維持、新設、あるいは廃止、こういった経営判断していかないといけないわけですので、そういう発電事業の予見性が得られるということが何よりも重要だというふうに思っております。

ですので、小売の激変緩和措置を検討するに当たっても、発電事業の予見性確保という観点にも十分配慮、考慮いただければというふうに思っています。

その上で、35ページの3つ目の黒丸のところです。これはほかの方もおっしゃいましたけれども、やはり落札電源の減額対象として約定価格周辺の電源は退出する可能性が高いという例示がされておりまして、そこは外したらどうか、こういう御提言が記載されていますけれども、これは現実問題としてやはり約定価格周辺に限らず減額されること、減額の額にもよりますけれども、やはり維持管理コストを回収できなくなり、退出を促される電源というのがほかにもあるんじゃないかというふうに考えております。

ですので、やはり減額対象の検討というのに当たっても、やはり電源の維持、あるいは退出を促すことにならないかということ念頭に置いて検討する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

また、仮にこのようなやり方で減額を行うとしても、これが行われた場合、結果として特定の事業者の電源にそういった減額の負担が偏ってしまって、それは発電事業者間の競争の公平性に悪影響を与えるというようなことが懸念されます。

やはり競争環境、発電事業者も発電事業者として競争感覚があると思いますので、そこはあまり歪めるような、人為的に歪めるような制度運用は避けたほうがよいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

それから、最後あと1点、同じく35ページの一番下の黒丸のところでございます。具体的な公費負担の軽減額は、最終的に約定総額との相関に決まるもので、決めるべきと、あるものというように記載ございます。確かにそういう見方もあるのかと思いますが、一点気をつけるべきは、やはり市場の結果が出た後に、事後的に軽減額を操作して決めるというようなことはそもそもの市場の在り方としてどうかなというふうに考えますので、そのあたり、市場の在り方という観点での御検討もいただければと思います。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○廣瀬委員

恐れ入ります。御説明ありがとうございました。

5点目の「カーボンニュートラルとの整合性確保」に関して申し上げます。

42ページの箇条書の3つ目にありますように、容量市場はもともと脱炭素化の実現を求めるものではなく、本来の目的である安定供給を損なってはならないという考えに、賛成いたします。

その上で、2050年にカーボンニュートラル社会を実現するために、規制的措置と整合する形で、容量市場における非効石炭火力のフェードアウトの誘導措置をどう考えるのかということだと理解しております。あくまで規制的措置のほうが主であり、誘導措置のほうは従であるというように考えております。

したがって、容量市場における誘導措置のほうは、カーボンニュートラル社会の実現という目的と整合しているというメッセージを発するというに意味があると考えておまして、このメッセージはできるだけ早く出すべきだと思っています。

一方で、インセンティブの設計において、あまり金額のインパクトが大きい仕組みの導入は慎重に考えるべきではないか。と申しますのは、今回の容量オークションの結果からも明らかのように、電力需給がタイトな状況でもあります。安定供給を損なうということのないように充分留意しつつ、誘導措置のインセンティブの内容を考えるべきだと考えています。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。

チャット欄には廣瀬委員までですね。ほかにいかがでしょうか。

全体を通しましても結構でございますが、論点1を含めまして何か御意見ありましたらお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。特に御意見はないようですが、たくさん幅広い観点から御意見をいただきました。

事務局のほうから全体を通しまして何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。個々にはなかなか難しいかというふうに思いますが、全体を通して何か事務局のほうからありま

すでしょうか。

○森本電力供給室長

本日も様々な意見、どうもありがとうございました。

今の座長のコメントのとおり、すみません、個々についてコメントというよりかは、ちょっと全体の観点だけコメントを一つさせていただければと思います。

前半につきましては、リスクをどういうふうに見込んでいくか、逆に言うと、リスクをどういうふうに下げていくのかといったところの整理が必要なのかなというふうに理解をさせていただきました。

発電事業者の立場、小売事業者の立場、多分それぞれ異なる観点もあるのかなと思っているところでございますけれども、次回以降、さらに議論が深まるように、何か具体的な形で整理をしていって御議論を深めていくという形にさせていただければというふうに思っております。

後半につきましても、幾つかコメントをいただきました。ある程度皆さんの方向性が見えているところも出てきているところもございますし、もう少し具体的な形をお示ししながら議論を深めないといけないところもあったかなというふうに理解をしております。次回事項、整理をさせていただいて御議論をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、全体といたしましては、引き続き来年度に向けてどういうふうにやっていくのかといったところは、引き続き堅持をしながら議論を深めていきたいなというふうに考えている次第でございます。

来年度に向けて、年度末を目途にということ、今回の資料にも書かせていただいておりますけれども、ちょっと時間も限られてきているところではございますけれども、しっかりとした議論をさせていただいて、しっかり区切れを持ちながら議論を深めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

先ほど森本室長のほうからお話がありましたように、年度内をめぐりにまとめるという方針ということでございますので、本日の議論を踏まえまして、これは実施機関でもあります広域機関さんとも連携を取っていただきまして、次回また、さらなる具体的な検討が進むように御準備をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に参考資料3の非化石証書の新たな環境価値の訴求方法や開示のあり方に関する再整理についてという資料につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○森本電力供給室長

本日の参考資料の一つ、参考資料3という形で非化石証書の新たな環境価値の訴求方法や開示のあり方に関する再整理についてという資料をつけさせていただきます。

こちらの資料ですけれども、審議会のほうで開催してございます制度設計専門会合、こちらにおきまして、本年9月から12月にわたって議論がなされました非化石証書全体における需要家に対する環境価値の訴求方法、それから開示の在り方、こういったものの御議論をした際の資料、それから結果の内容になってございます。

非化石証書の制度全体につきましては、本タスクフォースでこれまで御議論いただいてきた内容でございますけれども、そういった内容を踏まえまして監視委員会の制度設計専門会合のほうで、特に表示、それから訴求方法、このあたりを議論いただいた、こういった内容でございます。

本日、詳細は割愛させていただきますけれども、例えば従来FIT電気に再エネ証書を組み合わせた環境標示として実質再エネというような表示をしてきたわけでございますけれども、今回は条件付で再エネという表記を認める、こういったような整理もされているところでございます。詳細につきましては、資料のほうを御覧いただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日は、議題全部終了いたしました。そのほか特に意見ございますでしょうか。皆さんのほうから、特に御意見がないようでしたら、本日の議論はここまでというふうにさせていただきます。

皆さんの御協力もありまして、スムーズに時間どおりに終わることができました。

どうもありがとうございました。

次回の開催につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

○森本電力供給室長

次回の開催につきましては、また日程等決まり次第、ホームページ等でお知らせをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第45回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

どうぞよい新年をお迎えくださいませ。

-了-